

藤沢市保育士就労奨励助成金

1. はじめに

この保育士就労奨励助成制度は、保育所等へ就労していない保育士資格を有する人を対象に、市内の法人立認可保育施設への1年以上の就労を条件に助成金を支給するものです。

※保育施設・・・法人または個人が運営する施設

- (1) 児童福祉法第39条第1項に規定する 保育所
- (2) 認定こども園法第2条第6項に規定する 認定こども園
- (3) 児童福祉法第24条第2項に規定する 小規模保育事業所・家庭的保育事業所

※常勤職員（以下の要件のすべてを満たす方となります。）

- (1) 就業の場所が保育施設であり、従事すべき業務が保育であること。
- (2) 期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を締結しており、保育施設において常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者である方。

※常勤的非常勤職員（以下の要件のすべてを満たす方となります。）

- (1) 就業の場所が保育施設であり、従事すべき業務が保育であること。
- (2) 1年以上の期間の定めのある労働契約を締結している非常勤職員であって、保育施設において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設を適用事業所とする社会保険の被保険者である方。

2. 交付対象者

保育施設を運営する法人又は個人と期間の定めのない労働契約又は1年以上の期間の定めのある労働契約を新たに締結した者で、過去にこの要綱又は藤沢市幼稚園教諭等就労奨励助成金交付要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。

また、就労した日から1年以内に藤沢市内の別の認可保育施設に勤務していた場合は、補助対象となりません。

3. 助成金の額

(1) 保育士資格取得後1年を経過せずに常勤職員として就労する保育士	10万円
(2) 保育士資格取得後1年以上経過し常勤職員として就労する保育士	7万円
(3) 常勤的非常勤職員として就労する保育士	5万円
(4) (1)～(3)以外の職員として就労する保育士	3万円

4. 申込方法

保育士就労奨励助成金の交付を受けようとする方は、保育施設へ就労した日から3か月以内に次の書類を提出してください。

- (1) 藤沢市保育士就労奨励助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 就労先保育施設の雇用証明書（第2号様式）
- (3) 保育士証の写し
- (4) 履歴書（これまでの勤務状況が分かる書類）
- (5) 誓約書兼同意書（第3号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

5. 決定後の手続き

交付決定後に、請求書兼口座振込依頼書（第5号様式）を提出し、助成金の請求をしてください。

6. 助成金の交付

助成金の交付については、請求書兼口座振込依頼書にて指定いただいた口座に振り込みます。

7. Q&A

Q1 就労後1年を経過する前に保育施設を退職した場合は返還対象ですか？

A1 返還対象となります。ただし、やむを得ない理由がある場合を除きます。

Q2 就労後1年を経過する前に勤務区分が変更になった場合はどうなりますか？

A2 常勤職員から常勤的非常勤職員となった場合やその他の非常勤職員となった場合などは、差額が返還対象となります。常勤的非常勤職員から常勤職員となった場合の差額については支給されません。

《書類の提出先及びお問い合わせ先》

藤沢市役所 子ども青少年部 保育課 保育園運営担当
住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎3F
電話：0466-25-1111（代表）
0466-50-3526（直通）